生活困窮者自立支援制度における住まい支援の強化について

令和6年3月11日 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室長 米田 隆史

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

・生活困窮者自立支援制度について





生活困窮者自立支援制度の体系

本人の状況に

応じた支援

R6年度予算案:531億円 + R5年度補正予算:30億円

来所

包括的な相談支援

住まいの確保が必要

再就職のために

緊急に衣食住の 確保が必要

住まいに課題があり地域社会からも孤立

◆ 住居確保給付金の支給

• 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

口 一時生活支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の 日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に 一定期間の見守りや生活支援

就労に向けた 手厚い支援が必要

家計の見直しが必要

子どもに対する

支援が必要

口 就労準備支援事業

• 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

• 直ちに一般就労が困難な方に対する 支援付きの就労の場の育成

□ 家計改善支援事業

家計を把握することや利用者の家計 改善意欲を高めるための支援

ロ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・ 育成環境の改善、教育・就労に関 する支援等2

◆ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1.387機関
 - 生活と就労に関する支援員を配置 したワンストップ相談窓口
 - 一人一人の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成

生活困窮者自立支援法の対象と支援の在り方

生活困窮者の定義

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、 最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

支援のポイント

- ☑ 相談に際して資産・収入に関する具体的な要件はなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応
- ☑ 生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、アウトリーチも行いながら早期支援につながるよう配慮するとともに、孤立状態の解消などにも配慮。
- ☑ 支援に当たっては、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携。
- ☑ 既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発。

3

生活困窮者とは?

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがある。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

フリーランス

解雇等にあった 非正規雇用労働者 ※それぞれは重複もある

福祉事務所来訪者 のうち生活保護に 至らない者

約30万人(H29·厚生労働省 推計)

ホームレス

約0.3万人(R5・ホームレスの 実態に関する全国調査)

経済・生活問題を 原因とする自殺者 約0.3万人(R3・自殺統計) 1年以上の 長期失業者 約66万人(R4・労 働力調査)

離職期間

ひきこもり状態に ある人

・15〜39歳までの者 約18万 人(H27・内閣府推計による 「狭義のひきこもり」)

・40~64歳までの者 約37万 人(H30・内閣府推計による 「狭義のひきこもり」)

個人事業主

(参考)住居確保給付金 の受給者のうち「自営」 の割合:21.8%(※) スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども

約10万人(H29)

孤独•孤立

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.6%(R3・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約245万世帯(R1・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者約122万人(R4.10末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

外国籍 既に 顕在化 ←

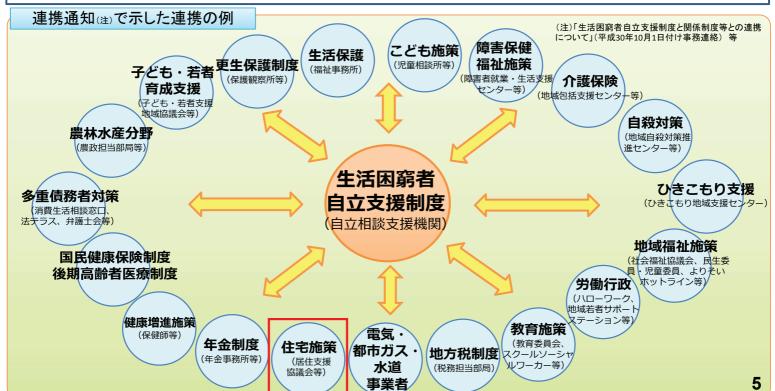
(※)令和2年度居住支援の強化に向けた調査研究報告書(全国居住支援法人協議会)において、2020年5月に住居確保給付金の支給決定した者から抽出した1257人のうち「主たる生計維持者の勤務形態」が「自営」と答えた割合。

見え にくい

4

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携

- 生活困窮者自立支援制度においては、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。 また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握 した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。



住居確保給付金

○ 離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することに より、求職活動中における安定した住まいの確保を支援する。

1 事業の概要

支給対象者

以下①又は②の者

- ①離職・廃業後2年以内の者(当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内)
- ②自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

- -定の収入要件(※)、資産要件、求職活動要件あり
 - ※市町村民税均等割+家賃額程度の水準、特別区では単身13.8万円、2人世帯19.4万円

求職活動要件

原則、①による求職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

- ①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口に求職の申込みをし、求職活動を行う。
- ②公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づいて、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。

支給額

家賃額(住宅扶助額を上限)

(特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円)

支給期間

原則3か月(求職活動等を行っている場合は3か月延長 可能(最長9か月まで))

2 実施主体等

● 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、907自治体)

3 補助率

● 国3/4、自治体1/4

経営相談

22 8

一時生活支援事業(シェルター事業、地域居住支援事業)

- ・シェルター:346自治体(38%)
- ·地域居住支援:54自治体(R4)

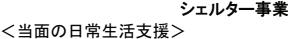
対象者

〇一時生活支援事業(シェルター事業):路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者 〇地域居住支援事業:シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

支援のイメージ

自立相談支援機関

巡回相談: 訪問指導



- ・宿泊場所や食事の提供 ・衣類等の日用品を支給 等
- ※自立相談支援機関と連携し、住居の確保や就労に向けた支援等も実施。

住居に不安を 抱えた 生活困窮者

路上、河川敷、 ネットカフェ、 サウナ、友人宅

地域居住支援事業

- ①入居に当たっての支援
 - ・不動産業者等への同行支援
- ・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集
- ②居住を安定して継続するための支援
 - 訪問等による居宅における見守り支援



③環境整備

- ・地域とのつながり促進支援 ・協力を得やすい不動産事業者等とのネットワーク構築 等
- ※これまでシェルター事業の実施が前提だったが、令和5年10月より単独実施を可能とする運用の見直しを行った。

期待される効果

- シェルター事業:利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- 地域居住支援事業:社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる

・住まいの支援の強化



生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、**住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援**や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①**居住支援の強化のための措置**、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. 居住支援の強化のための措置 【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】
- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。(生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業)
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置 [生活保護法]

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。
- 3. **支援関係機関の連携強化等の措置** 【生活困窮者自立支援法、生活保護法】
 - ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
 - ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両 制度の連携を強化する。
 - ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置(※)を図る。※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
 - ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み(努力義務)を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。等

施行期日

居住支援の強化

目指す姿① 住まいに関する総合相談窓口の設置

- 住まいに関する困りごとの相談に幅広く対応
- 居住支援協議会も活用しつつ、福祉関係の支援や不動産関係 の支援につなぐ
- ✓ 住まい確保等に関する相談支援から、入居時・入居中・退居 時の支援まで、切れ目のない支援体制が構築される
 - →住まい確保に困っている者の自立の促進が図られる 大家の不安軽減により円滑な入居が実現する

改正内容

- 生活困窮の相談窓口・重層的支援体制整備事業における住まい・入居後の生活支援の相談の明確化
- 居住支援協議会の設置促進【住】

目指す姿③ 家賃の低廉な住宅への転居支援

- 家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用(引っ越し代、 礼金等)を補助
- ✓ 年金収入で暮らす高齢者や就労収入を増やすことが難しい者が、低廉な家賃の住宅に引っ越すことが可能となる
 - →家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができ、自立の促進が図られる

改正内容

• 住居確保給付金を拡充

※転居費用の支給に当たっては、就職活動を要件としない

目指す姿② 見守り支援の強化・サポートを行う住宅の新設

- 生活困窮者に対する入居支援・入居中の訪問等による見守り支援等を、より多くの自治体で地域の実情に応じて実施
 - ※衣食住支援:331自治体・37%(2021年)、見守り支援:54自治体・6%(2022年)
- 住宅確保要配慮者への円滑な住宅(見守り等を行う賃貸住宅)の提供に向けた環境整備
- ✓ 住宅施策と福祉施策の連携により、安心な住まいの確保が図られる

改正内・見

- 居住支援事業について、地域の実情に応じた必要な支援の実施 を努力義務化
- 見守り支援の期間(1年)の柔軟化【省令】
- 居住支援法人等が緩やかな見守り等を行う住宅の仕組みを構築。 この住宅について、住宅扶助の代理納付を原則化【住】

目指す姿④ その他:良質な住まい等の確保

- 様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要な者にも、衣食住の 支援を実施
- 無料低額宿泊所の事前届出の実効性確保
- ✓ 緊急時の支援の充実、生活保護受給者の住まいの質の向上が図られる

改正内容

・ 緊急一時的な居所確保を行う場合の加算創設【予算】

- 無料低額宿泊所の事前届出義務違反の罰則を創設
- 無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から 都道府県への通知(努力義務)を創設

(※) 国土交通省で「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正法案を提出。(【住】とあるものはこの法案による。)10

住まい支援システム構築に関するモデル事業

令和5年度補正予算 2.2億円

1 事業の概要

住まいに課題を抱える生活困窮者等に対し、総合的な相談支援から、見守り支援・地域とのつながり促進などの居住支援までを一貫して 行う「住まい支援システムの構築」に向けて、課題等を整理するため、モデル事業の実施に要する費用を補助する

2 事業のイメージ

住まいの相談

住まいに課題を抱える 生活困窮者

- ・支出の増加や収入減少等により転居が必要となったが、転 居費用が捻出できない。
- ・身寄りがなく、保証人や緊急 連絡先も確保できない。
- 住まいを失っており、地域と のつながりもない。
- ・家賃滞納による強制退去など 住居を失う危険性が高い。
- 関係悪化により家族や知人から同居が拒否されている。

福祉事務所設置自治体

 福祉部門と住宅部門が連携し、住まいに課題がある者の相談を 包括的に受け止め、相談内容や相談者の状況に応じて適切な支 援関係機関につなぐ

【体制】

自立相談支援機関に居住支援員(仮称)を配置

← 福祉と住宅をつなぐ人材、マネジメントの中心的役割

【役割】

- ① 住まいを中心とした相談支援(居住支援法人等との連携窓口)② アセスメント・プランの策定・フォローアップ
- ③ 身寄りのない者への伴走支援(必要な支援機関へのつなぎ)
- ④ 地域の居住支援ニーズの把握、必要な地域資源の開拓(生活困 窮者の受入れに理解のある大家や不動産業者の開拓)



居住支援協議会(住宅セーフティネット法)

- 市町村の住宅・福祉部局・居住支援団体等で構成(都道府県の 参加も推奨)
- 居住支援協議会未設置の自治体においては、その他会議体と の連携等を新たに構築

【役割】

地域の資源の把握や事業の総合調整 等

プランの策定 抱えている課題 の背景、要因を把

の背景、要因を把 握し、幅広い視点 で住まい支援を中 心とした項目を盛 りこむ

①住宅の斡旋 ②家賃支援

(住居確保給付金等)

③居住支援

(入居支援・入居中生 活支援等)

※既存事業も活用



モニタリング

その他、適切な支援 へとつなげる

3 実施主体等

【実施主体】: 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体) 【補助率】: 国3/4、福祉事務所設置自治体1/4 ※居住支援法人、居住支援協議会等へ委託可

11

• 参考資料



令和4年12月20日·令和5年12月27日付け社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する中間まとめ・最終報告書概要(一部抜粋)

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で見られた相談者層の多様化・相談内容の複雑化等や、単身高齢者世帯の更なる増加等の今後の見通しを踏まえ、これらの課題にも適切に対応できるよう、住宅確保要配慮者への切れ目のない支援体制の構築や子どもの貧困対策等をはじめとする、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しを実現すべきである。

○居住支援について

現状・課題

- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- ▶ 住宅確保要配慮者は、住宅に困っているだけでなく、<u>複合的な課題</u>を抱えている場合も多い。

住まいの確保等に関する相談支援から緊急一時的な居所の確保、転居時、住まいが定まった後、退居時の支援まで、 切れ目のない支援体制の構築を図ることが必要。

- ▶ 無料低額宿泊所について、事前届出制を導入し、規制を実施しているが、無届の施設もある。
- 救護施設等については、入所者が抱える様々な生活課題に <u>柔軟に対応</u>し、可能な方については<u>地域移行を更に推進</u>す ることが重要。

見直しの方向性

- 生活困窮者自立相談支援事業 (困窮法)における住まい支援の明 確化、重層的支援体制整備事業 (社福法)における多機関協働や 居住支援の活用が必要。
- <u>居住支援法人等が見守り等のサポートを行う住宅</u>の仕組みの構築 に向け、関係省庁が連携して検討を進めることが必要。
- サポートを行う住宅に被保護者が入居する場合の住宅扶助(家賃)については、代理納付の原則化の検討を進めることが必要。
- <u>生活困窮者一時生活支援事業を実施するよう努める</u>ものとすると ともに、同事業におけるシェルターにおいて緊急一時的な居所確 保の支援を行うこと、<u>見守り等の支援(地域居住支援事業)の支</u> 援期間が1年を超える場合の状況に応じた柔軟な活用等が必要。
- <u>生活困窮者住居確保給付金</u>について、新たに<u>転居費用を補助</u>する ことにより、安定的な居住に繋げることが必要。
- <u>無料低額宿泊所</u>について、<u>届出義務違反への罰則</u>や、無届疑い施設に関する保護の実施機関から都道府県への通知の仕組みが必要。
- 福祉事務所と情報共有を図りつつ、救護施設等の入所者ごとの個別支援計画の作成を制度化する等の対応が必要。

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書抜粋 社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会

Ⅱ-1 居住支援に関する制度見直しの具体的な方向性(抜粋)

- ・ (略) 他制度とも連携しながら対象者を限定せずに幅広く相談を受け付ける生活困窮者自立相談支援事業において住まい支援を行うことを明確化するほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。)に規定する居住支援法人との連携について明確化すべきである。あわせて、包括的支援体制を構築するための事業である、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に規定する重層的支援体制整備事業においても、複合的な課題を抱える方などについて多機関協働や居住支援の活用を行うことにより、より厚みのある支援にしていく必要がある。その際、高齢者や障害者等の関係する相談支援機関と連携したり、介護保険制度における地域支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく地域生活支援事業を活用することも重要である。
- 生活困窮者に対し、衣食住に関する支援(シェルター事業)及び、入居支援や訪問による見守り等の支援(地域居住支援事業)を行う生活困窮者一時生活支援事業については、自治体における取組をより一層推進するため、地域の実情に応じた必要な支援を実施するよう努めるものとすることが必要である。その際、既存の社会福祉施設の空室等の地域資源を円滑に活用できるようにするといった工夫も考えられることから、こうした取組を推進すべきである。あわせて、地域居住支援事業の重要性が増している実態も鑑み、居住支援としての位置付けを明確にするため、事業の名称を「生活困窮者居住支援事業」に改めることが適当である。また、居住支援の特性に鑑み、地域居住支援事業について、支援期間が1年を超える場合であっても福祉事務所設置自治体が必要と認める場合には、対象者の状況に応じて柔軟に活用できるようにすることが適当である。

14

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書抜粋 社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会

Ⅱ-1 居住支援に関する制度見直しの具体的な方向性(続き)

• 離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じ、就職のために安定した住まいが必要な者等に対して家賃相当額の支援を行う**住居確保給付金について、新たに家賃の低廉な住宅への転居費用を補助することにより、安定的な居住に繋げるべき**である。なお、当該転居費用の補助については、生活に困窮していて、住居の確保や家計改善の観点から新たな住居への転居を必要とする者が利用できるようにすべきである。

(中略)

• 以上の見直しについては、「全世代型社会保障構築会議」及び「住宅確保要配慮者に対する 居住支援機能等のあり方に関する検討会」の議論も踏まえながら、国土交通省の施策との連 動性を強めることも含め、関係省庁と連携して対応することが必要である。